

### 平成15年度個人型確定拠出年金の業務状況

平成16年7月  
国民年金基金連合会

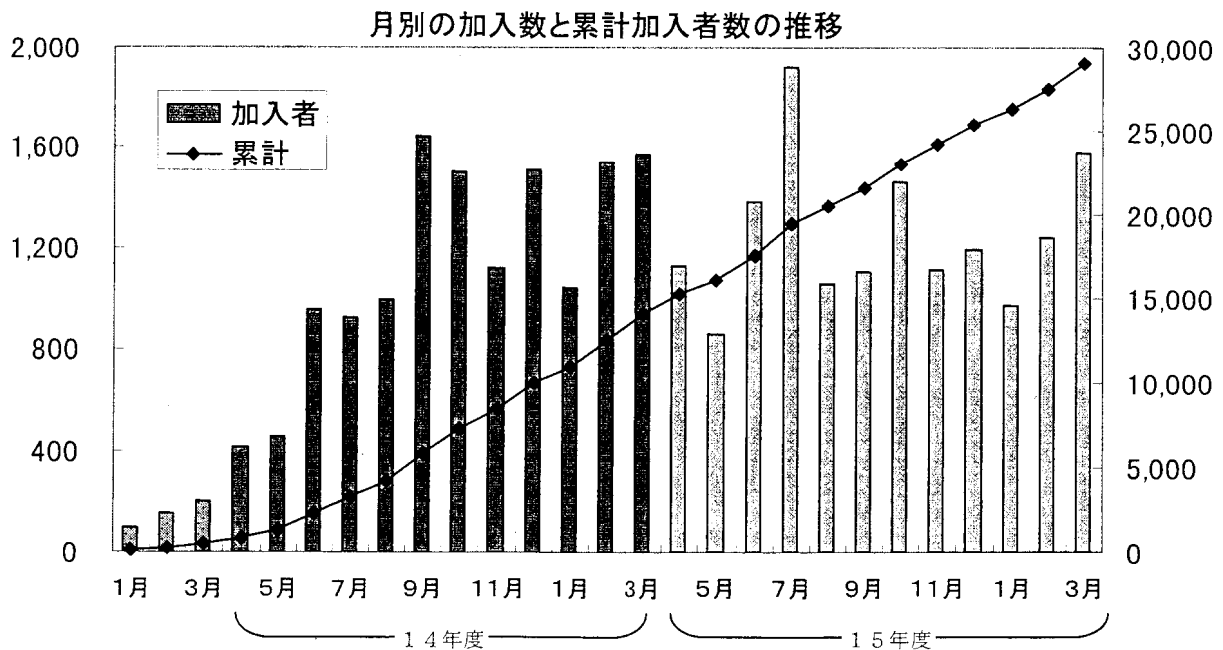
#### 1 新規加入の状況

平成15年度において、個人型確定拠出年金に新たに加入した者は、14,990人であり、前年度に比べて1,332人(9.8%)の増となった。平成14年1月の業務開始以来の累計は、29,091人である。

表1

|         | 第 1 号  | 第 2 号  | 合 計    |
|---------|--------|--------|--------|
| 平成13年度  | 303    | 140    | 443    |
| 平成14年度  | 6,809  | 6,849  | 13,658 |
| 15年 4月  | 513    | 613    | 1,126  |
| 5月      | 346    | 508    | 854    |
| 6月      | 702    | 679    | 1,381  |
| 7月      | 1,062  | 858    | 1,920  |
| 8月      | 476    | 582    | 1,058  |
| 9月      | 534    | 566    | 1,100  |
| 10月     | 630    | 833    | 1,463  |
| 11月     | 482    | 633    | 1,115  |
| 12月     | 461    | 726    | 1,187  |
| 16年 1月  | 387    | 581    | 968    |
| 2月      | 509    | 728    | 1,237  |
| 3月      | 684    | 897    | 1,581  |
| 平成15年度  | 6,786  | 8,204  | 14,990 |
| 業務開始来累計 | 13,898 | 15,193 | 29,091 |

※「第1号」「第2号」は、法第62条第1項の該当号であり、国民年金の被保険者種別に相当する。



## 2 加入者の現状等

### ① 概 況

新規加入の累計から、転職、拠出の停止、60歳到達等の理由により加入者資格を喪失した者を差し引いた現存加入者は、16年3月末で28,225人である。このうち第1号加入者が、47.3%、第2号加入者が52.7%となっている。

掛金を拠出せずに資産の運用だけを行う運用指図者は、5,783人である。

| 種 別         | 現 存 数 等 |
|-------------|---------|
| 加 入 者       | 28,225人 |
| 第 1 号 加 入 者 | 13,354人 |
| 第 2 号 加 入 者 | 14,871人 |
| 運 用 指 図 者   | 5,783人  |

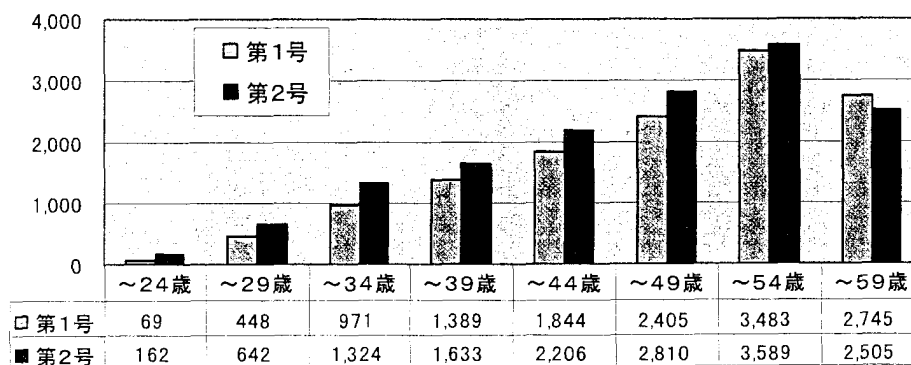
### ② 男女別加入者数

加入者を男女別に見ると、男性が約3分の2を占めている。

|   |         |         |
|---|---------|---------|
| 男 | 18,944人 | (67.1%) |
| 女 | 9,281人  | (32.9%) |

### ③ 年齢別加入者数

加入者を年齢別にみると、1号、2号とも50代前半が最も多く、ついで40歳代後半または50歳代後半となっている。



④ 地域別加入者数

運営管理機関が受け付けた加入申出を処理する国民年金基金別の加入者数は、別表のとおりであり、東京都（2,387人）、石川県（2,186人）、栃木県（2,133人）等の順となっている。

⑤ 事業所登録の状況

第2号被保険者が個人型年金の加入者になるに当たっては、予め事業所登録を行うこととされており、登録事業所においては、加入者の希望により掛金を源泉控除して納付し、また、各種の証明業務を行う等の協力を行っている。

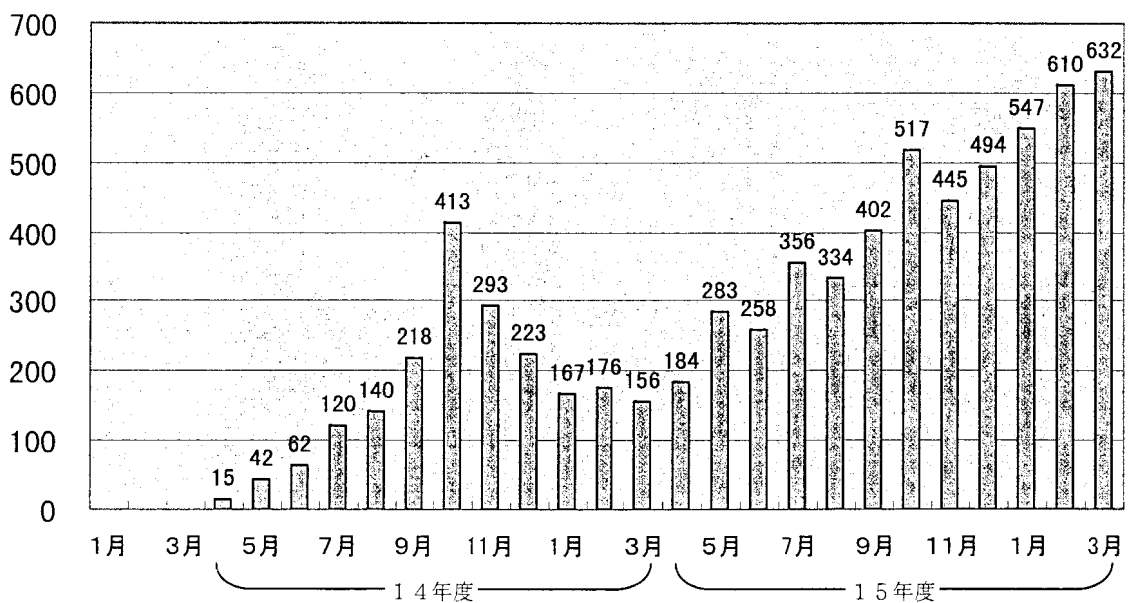
15年度末現在の登録事業所は、13,672事業所であり、前年度末から6,191事業所増加した。

### 3 企業型確定拠出年金からの資産の移換等

① 個人別管理資産の資産移換依頼の状況

企業型確定拠出年金の加入者であった者で転職・退職等により企業型年金加入者としての資格を喪失したために、個人型年金にその資産の移換依頼をした者は、15年度末までに7,087件であった。

企業型確定拠出年金の普及・拡大とともに、企業型の資格を喪失する者も増加しているとみられ、個人型への移換も急速に拡大している。



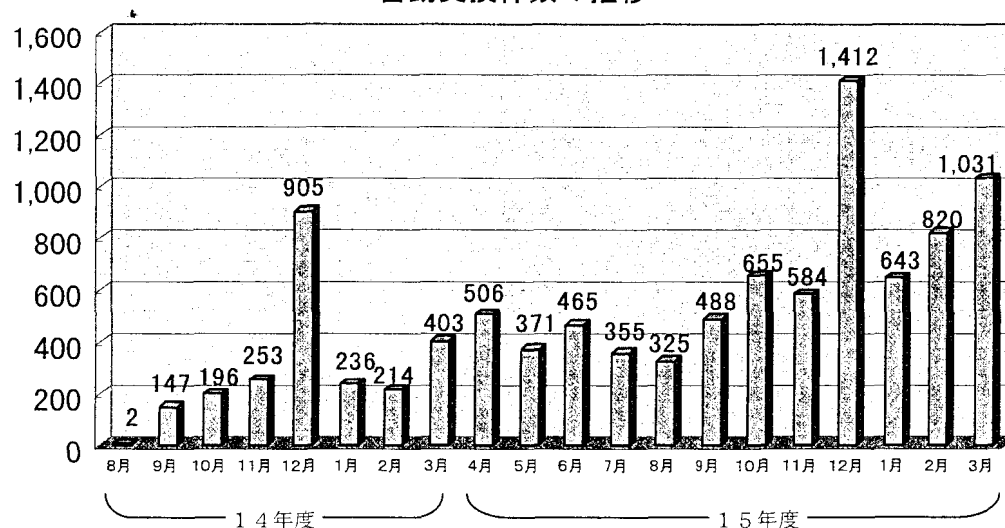
## ② 個人別管理資産の自動移換（法第83条）

企業型年金の加入者資格を喪失し、6月以内に資産の移換等の手続きを行わなかった場合には、「その他の者」として国民年金基金連合会にその資産及び記録が自動的に移換されることとされている。

15年度においてこの自動移換の件数は、7,655件であった。これは、自動移換の受入が始まったのは15年8月以降であることから単純な比較はできないが、前年度の2,356件の3倍近い件数となっており、また、15年度中に個人型へ移換の依頼が行われた件数（①参照）を上回っている。

一方で、「その他の者」となってから、15年度中に個人型・企業型への移換手続きを行い、あるいは死亡一時金又は脱退一時金の支給により「その他の者」でなくなった者は、528件（受入件数の6.9%）に止まり、その余は「その他の者」として滞留している。これら「その他の者」の実人数は、16年3月末現在で9,325人、これらの者に係る資産額は、31億87百万円となっている。

自動受換件数の推移



## ③ 企業型年金への移換

個人型年金の加入者または運用指図者が、企業型年金を実施している事業所に就職する等により、企業型年金へ資産を移換した件数は、15年度中に59件であった。

#### 4 掛金・運用の状況

##### ① 掛金の拠出状況

掛金月額は、拠出上限（1号 68,000円 2号 15,000円）を反映して、1号の方が高くなっている。第1号においては、14,000円以下で59.3%と全体の6割を占めるが、上限近くの65,000円以上拠出する者も9.7%ある。第2号では、上限近く拠出する者が47.7%とほぼ半数になっている。これらの状況については、前年度とほぼ同様の状況である。

| 第1号加入者          |        | 第2号加入者   |        |
|-----------------|--------|--|--------|
| 掛金月額 (円)        | (人)    | 掛金月額 (円)   | (人)    |
| 5,000 ~ 9,000   | 3,568  | 5,000 ~ 9,000  | 3,285  |
| 10,000 ~ 14,000 | 4,352  | 10,000 ~ 13,000  | 4,488  |
| 15,000 ~ 19,000 | 592    | 14,000 ~ 15,000  | 7,098  |
| 20,000 ~ 24,000 | 1,432  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     平均掛金月額<br/>                     第1号 20,249円<br/>                     第2号 11,317円<br/>                     全体 15,543円                 </div> |        |
| 25,000 ~ 29,000 | 84     |  |        |
| 30,000 ~ 34,000 | 975    |  |        |
| 35,000 ~ 39,000 | 90     |  |        |
| 40,000 ~ 44,000 | 149    |  |        |
| 45,000 ~ 49,000 | 39     |  |        |
| 50,000 ~ 54,000 | 622    |  |        |
| 55,000 ~ 59,000 | 54     |  |        |
| 60,000 ~ 64,000 | 98     |  |        |
| 65,000 ~ 68,000 | 1,299  |  |        |
| 計               | 13,354 | 計  | 14,871 |

##### ② 資産の運用状況

###### (ア) 個人別管理資産総額

平成15年度末における個人型確定拠出年金の個人別管理資産総額は、24,545百万円であった。

|       |           |
|-------|-----------|
| 加入者   | 7,072百万円  |
| 運用指図者 | 17,473百万円 |
| 合計    | 24,545百万円 |

注) 事務委託先金融機関(信託銀行)に入金されて、加入者等の指図による商品の買い付け待ちのいわゆる待機資金は金額に含まれていない。

これらの資産額を、15年度末の現存加入者数等で除して1人当たりの資産額を求めると、加入者25.1万円、運用指図者302.1万円となる。

(イ) 運用の方法

加入者及び運用指図者が、資産を運用するために選択した商品及び運用額は下の表のとおりである。

加入者においては、資産額ベースで約3分の2が元本確保型商品に、約3分の1が元本確保型でない投資信託等の商品に振り向けられている。

一方、退職等により企業型加入者の資格を喪失した者等である運用指図者においては、元本確保型商品の比重が高くなっている。

【加入者】

|                                 | 運 用 商 品        | 人 数     | 資 産 額                |
|---------------------------------|----------------|---------|----------------------|
| 元<br>本<br>確<br>保<br>型<br>商<br>品 | 預 貯 金          | 13,753名 | 3,338百万円<br>(+2,450) |
|                                 | 金 融 債          | 64名     | 5百万円<br>(+5)         |
|                                 | 生命保険(GIC)・簡易保険 | 213名    | 242百万円<br>(+191)     |
|                                 | 損 害 保 険        | 7,749名  | 1,188百万円<br>(+961)   |
|                                 | 小 計            | 21,779名 | 4,773百万円<br>(+3,607) |
| そ<br>の<br>他                     | 投資信託           | 20,828名 | 2,298百万円<br>(+1,743) |
|                                 | 共 済            | 27名     | 1百万円<br>(+1)         |
|                                 | 小 計            | 20,855名 | 2,299百万円<br>(+1,744) |
| 合 計                             |                | 42,634名 | 7,072百万円<br>(+5,351) |

【運用指図者】

|         | 運用商品           | 人数     | 資産額                    |
|---------|----------------|--------|------------------------|
| 元本確保型商品 | 預貯金            | 4,776名 | 12,995百万円<br>(+7,980)  |
|         | 金融債            | 0名     | 0百万円<br>(±0)           |
|         | 生命保険(GIC)・簡易保険 | 561名   | 897百万円<br>(+696)       |
|         | 損害保険           | 426名   | 214百万円<br>(+162)       |
|         | 小計             | 5,763名 | 14,106百万円<br>(+8,838)  |
| その他     | 投資信託           | 3,502名 | 3,366百万円<br>(+2,529)   |
|         | 共済             | 0名     | 0百万円<br>(±0)           |
|         | 小計             | 3,502名 | 3,366百万円<br>(+2,529)   |
| 合計      |                | 9,265名 | 17,472百万円<br>(+11,367) |

注) カッコ内は前年度末比増減である。

注) いずれも、1人の加入者・運用指図者が複数の商品を選択しうるので、人数の合計は、加入者・運用指図者現存数と一致しない。また、金額には、待機資金は含まれない。

## 5 給付の状況

### ① 給付の種類別給付件数

| 給          | 付     | 受給者数 | 給付金額      |
|------------|-------|------|-----------|
| 老齢給付金      | 年 金   | 10人  | 4,090千円   |
|            | 一 時 金 | 29人  | 193,308千円 |
| 障害給付金      | 年 金   | 0人   | 0千円       |
|            | 一 時 金 | 6人   | 15,423千円  |
| 死亡一時金（個人型） |       | 16人  | 16,246千円  |
| 死亡一時金（特 定） |       | 6人   | 5,649千円   |

注) 老齢給付金・障害給付金の年金給付については、15年度中の給付に係る受給者数・給付金額である。

注) 「死亡一時金（個人型）」は、個人型年金加入者または運用指図者に関する給付である。「死亡一時金（特定）」は、法83条の「その他の者」の死亡に関して支払われるものである。

### ② 脱退一時金

| 区 分             | 受給者数 | 給付金額      |
|-----------------|------|-----------|
| 企業型年金の資格喪失によるもの | 993件 | 103,587千円 |
| 個人型年金の資格喪失によるもの | 89件  | 9,380千円   |



## 6 運営管理機関

### ① 運営管理機関数

連合会と契約している運営管理機関数は、15年度末現在で162社である。

これらの運営管理機関からの再委託を受けて個人型記録関連業務を行う機関は3社あり、すべての運営管理機関が3社のいずれかに記録関連業務を再委託している。

### ② 商品の提示

運営管理機関が、加入者及び運用指図者に対して提示している商品数は、のべ1,976商品となっている。

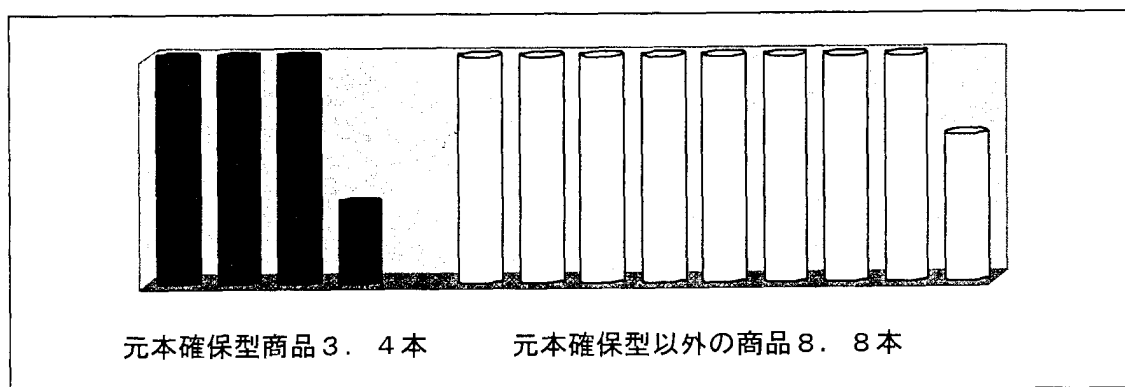
このうち、元本確保型商品が548商品、元本確保型以外の商品が、1,428商品となっている。

(注) 例えば定期預金の「1年物」「3年物」など、同様の商品で条件の違う商品は、別商品としてカウントしている。

|           |       |
|-----------|-------|
| 元本確保型     | 548   |
| 預貯金       | 528   |
| 金融債       | 1     |
| 生命保険・簡易保険 | 11    |
| 損害保険      | 8     |
| その他の商品    | 1,428 |
| 投資信託      | 1,427 |
| 共済        | 1     |

運営管理機関当たりの商品提示数は、元本確保型3.4商品、元本確保型以外の商品8.8商品であり、合計約12商品が提示されているのが平均的な姿である。(下図参照)。

また、最大数は36商品、最小数は4商品であった。



③ 加入の募集等

(ア) 業態別加入者・運用指図者数

加入者・運用指図者を運営管理機関業態別にみると下記のとおりであり、個人型年金においては、運営管理機関として地方銀行を指定する者が最も多く全体の半数近くを占める。次いで損害保険26.6%、信用金庫7.5%などとなっている。

| 業 態   | 機関数 | 加入者数   | 運用指図者数 | 計      | シェア   |
|-------|-----|--------|--------|--------|-------|
| 都市銀行  | 3   | 476    | 1,392  | 1,868  | 5.5%  |
| 地方銀行  | 49  | 14,724 | 917    | 15,641 | 46.0% |
| 信用金庫  | 80  | 2,444  | 117    | 2,561  | 7.5%  |
| 労働金庫  | 12  | 18     | 652    | 670    | 2.0%  |
| 信用組合  | 2   | 6      | 0      | 6      | 0.0%  |
| 証 券   | 5   | 545    | 761    | 1,306  | 3.8%  |
| 信託銀行  | 1   | 166    | 313    | 479    | 1.4%  |
| 生命保険  | 5   | 217    | 424    | 641    | 1.9%  |
| 損害保険  | 2   | 8,553  | 491    | 9,044  | 26.6% |
| 専業会社等 | 3   | 1,076  | 716    | 1,792  | 5.3%  |
| 計     | 162 | 28,225 | 5,783  | 34,008 |       |

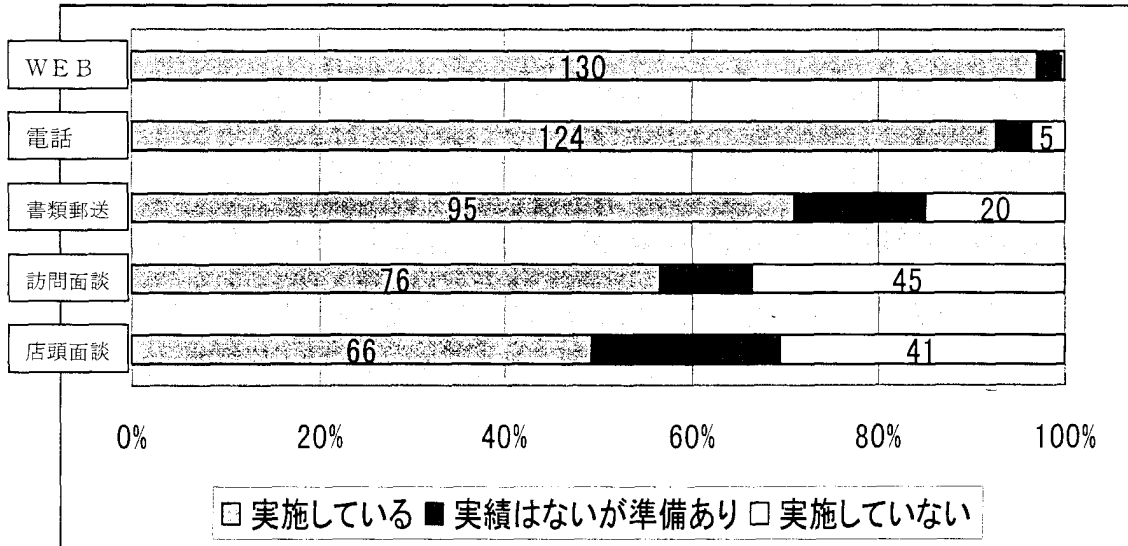
(イ) 加入者・運用指図者数別運営管理機関数

また、加入者・運用指図者数別にみると、以下のとおりである。

| 加入者等数    | 運営管理機関数 |
|----------|---------|
| 1,001人～  | 9       |
| ～ 1,000人 | 10      |
| ～ 500人   | 22      |
| ～ 100人   | 93      |
| 0人       | 28      |

④ 情報の提供

・・・3月末現在で加入者・運用指図者のいる運営管理機関（134社）の状況



⑤ 手数料

運営管理機関が加入者等から、記録の管理その他に要する費用に充てるために徴収する手数料（年額）の平均は以下のとおりである。

|       |        |
|-------|--------|
| 加入者   | 5,491円 |
| 運用指図者 | 5,348円 |

加入時に、一時金を徴収する運営管理機関は16社あり、その額の平均は、1,903円である。

※ 国民年金基金連合会の徴収する手数料は、次のとおりである。

|               |        |
|---------------|--------|
| 加入時・企業型からの移換時 | 2,000円 |
| 加入者           | 毎月100円 |